

入札告示

札幌市告示第726号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第4条の規定に基づいて告示します。

令和8年2月17日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒003-0801 札幌市白石区菊水1条3丁目1-5 札幌市菊水分庁舎2階
札幌市デジタル戦略推進局情報システム部システム調整課システム調整係
電話 011-826-6279

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

札幌市菊水分庁舎清掃業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(12か月)

(4) 履行場所

入札説明書に添付する仕様書により別途指定する場所。

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が「建物清掃業」に登録されており、かつ、等級区分が「AまたはB」に該当する者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18 年法務省令第12 号）第2 条第3 項第2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2 条第3 項第3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2 条第4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2 条第7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2 条第11 号の2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2 条第12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2 条第15 号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348 条第1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575 条第1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590 条第1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であって、a からd までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64 条第2 項又は会社更生法第67 条第1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45 年法律第20 号）第12条の2 第1 項第1 号に基づく建築物清掃業又は第8 号に基づく建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。
- (8) 令和4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。
- (9) 本公告に示した役務の業務遂行に関する賠償責任保険に加入していること。
- (10) 仕様書に掲げる清掃対象延床面積以上の建物清掃業務の履行実績（ただし、臨時的業務（履行期間がおおむね6 ヶ月未満のもの）を除く）を有すること。
- (11) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であって、中小企業等協同組合法（昭和24 年法律第181 号）等の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち（7）～（10）に掲げる要件については、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとする事ができる。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。
- (2) 入札書の提出方法
上記1宛に持参又は送付による。
- (3) 入札書の受領期限
令和8年3月5日（木）17時15分
送付による場合は必着
- (4) 入札の日時及び場所
令和8年3月6日（金）14時00分
札幌市菊水分庁舎2階会議室（札幌市白石区菊水1条3丁目1-5）

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

6 落札者の決定

- (1) 最低制限価格の設定
有

- (2) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記3に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類

（入札説明書 別記「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を提出しなければならない。。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

7 契約締結

(1) 契約書作成の要否
要

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

8 その他

詳細は入札説明書による。